

遺留分（いりゅうぶん）

【遺留分って何？】

相続においても、遺言書で自分の財産を自由に処分する事ができます。

しかし、相続の場合に無条件にその権利を認めてしまうと相続人が生活していけなくなる事もあり得ます。

その為、一定の相続人には、一定割合の財産を請求できる制度が設けられています。

この制度の事を「遺留分」といいます。

遺留分は、請求しなければならない事にご注意下さい。

【遺留分権利者とその割合について】

●遺留分権利者

法定相続人のなかでも兄弟姉妹以外の方が遺留分権利者となります。

（法定相続人に関しては、「[誰が相続人かを調べる](#)」をご参照下さい。）

●割合

・親や祖父母等の直系尊属と呼ばれる方だけが相続人の場合

→被相続人（亡くなられた方）の財産の**三分の一**

・上記以外の場合

→被相続人（亡くなられた方）の財産の**二分の一**

※上記の割合は、相続人全員分の合計です。

<遺留分の割合の例>

配偶者のみが相続人の場合	・配偶者の遺留分は、被相続人の財産の 二分の一 です。
配偶者+子供2名が相続人の場合	・配偶者の遺留分は、被相続人の財産の 四分の一 です。 ・子供Aの遺留分は、被相続人の財産の 八分の一 です。 ・子供Bの遺留分は、被相続人の財産の 八分の一 です。 ※全員分合計すれば、被相続人の財産の 二分の一 です。
配偶者+両親2名が相続人の場合	・配偶者の遺留分は、被相続人の財産の 十二分の四 です。 ・母親の遺留分は、被相続人の財産の 十二分の一 です。 ・父親の遺留分は、被相続人の財産の 十二分の一 です。 ※全員分合計すれば、被相続人の財産の 十二分の六（二分の一） です。
両親2名だけが相続人の場合	・母親の遺留分は、被相続人の財産の 六分の一 です。 ・父親の遺留分は、被相続人の財産の 六分の一 です。 ※全員分合計すれば、被相続人の財産の 六分之二（三分の一） です。

【遺留分を算出する被相続人の財産について】

以下の計算式により算出します。

被相続人が亡くなられた時にお持ちの財産※死因贈与契約や遺贈の対象財産も含まれます。

+

被相続人が相続開始前の一年間にした贈与※遺留分権利者に損害を加える事を知っていた場合は相続開始前の一年間に限りません。

-

被相続人の負債

【遺留分の行使】

上記の遺留分の割合を侵害されている場合に侵害された額を限度に行使する事ができます。
その事を遺留分の減殺請求といいます。

【遺留分の行使には、期間の制限があります】

遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを**知った時から一年間**行使しないときは、時効によって消滅。
知らない場合でも、相続開始の時から**十年**を経過したときは行使できません。

【遺留分の行使には、順序があります】

●基本

- ・遺留分の行使は、**時間的に近いものから**行わなければなりません。
- ・もし、一番近いもので遺留分が満足されない場合には、その次に近いものへ遺留分を行使します（遺留分が満足されるまで繰り返し）。
- ・減殺請求した相手方が**無資力であった場合等**には、実際に手元に財産を得ることができませんがこの事をもって、その次に近いものへの**減殺請求は行えません**。

●減殺請求の順序

- ・『遺贈』→『死因贈与』→『生前贈与』
※『死因贈与』は、『遺贈』と時間的に同じように思えますが、一番新しい贈与として扱われます。

●『生前贈与』が複数ある場合

- ・生前贈与は、贈与された時期が近いものから遺留分を行使します。

●『遺贈』が複数ある場合

- ・遺言で遺留分を行使する順番を指定できます。
指定が無い場合には、全て同じ順番ですので、遺贈された物の価額の割合に応じて遺留分を行使します。

【遺留分は、放棄できます】

遺留分は、相続放棄と異なり、家庭裁判所の許可を受けた場合には、相続の開始前にも放棄する事も可能です。
但し、**遺留分の放棄は、他の相続人の遺留分に影響を及ぼさない事**に注意して下さい。